

医療機関における優生手術に関する個人記録の保有状況調査要領（高槻市保健所）

1. 趣旨・目的

旧優生保護法（以下「法」という。）に関する今後の検討に向けて、医療機関（歯科医業を行うものを除く全診療科が対象。）を対象に、優生手術（法第3条（第1項第4号及び第5号を除く）、第4条又は第12条に基づき実施された優生手術及び法令上の根拠が不明な優生手術を含む。以下、同じ。）に関する個人記録の保有状況の実態を把握するための調査です。本調査は個人の診療記録（カルテ等）やケース記録の洗い出し等の網羅的な確認を医療機関に求めるものではなく、調査時点において、各医療機関が把握している範囲内の情報について、回答を求めるものです。また、回答は任意です。

2. 回答方法・期限

回答方法：FAX（宛先）高槻市保健所 健康医療政策課 072-661-1800

優生手術に関する個人記録を保有していない場合であっても、回答をお願いします。

回答期限：平成30年9月18日（火）まで

3. 調査事項

調査票（別添2）を上記2の回答期限までに提出してください。

(1) 調査内容について

① 優生手術に関する個人記録の有無

優生手術に関する個人記録※について、「ある」、「ある可能性がある」、「ない又はない可能性が高いと思われる」のいずれかを選択してください。

※ 個人記録：記録の媒体（紙媒体・電子媒体）を問わず、カルテ等の個人の記録であって優生手術が行われた（又は行われた可能性がある）ことが分かるもの（他の医療機関が実施した優生手術であっても、優生手術が行われた方が分かるものは該当します）をいいます。優生手術一般に関する行政機関からの通知等、個人のケースに関連しない資料は含まれません。

※ 優生手術：「優生手術」と明確に記載がない場合であっても、記載の内容から優生手術と推測される記載のある個人記録は対象になります。また、法令上の根拠が不明な優生手術に関する個人記録も対象になります。

(参考) 回答の基準について

ア) 「ある」と回答する場合の例

- ・ 現時点で優生手術に関する個人記録の存在を確認している場合（氏名・性別・住所・生年月日等の記載の一部が欠落している記録を含む。）

イ) 「ある可能性がある」と回答する場合の例

- ・ 現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、過去に当該医療機関で実施した優生手術の件数等の記録が確認されている場合
- ・ 現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合
- ・ 現時点で個人記録を把握していない医療機関であって、優生手術の実施や個人記録の存在について職員や元職員の記憶又は証言がある場合

ウ) 「ない又はない可能性が高いと思われる」と回答する場合の例

- ・ 文書保存年限等により、法が母体保護法に改正される以前（平成8年9月25日以前）の記録を一切保存していない場合
- ・ 法が母体保護法に改正された以降（平成8年9月26日以降）に設立された医療機関である場合（移転、経営者変更等によるもので、旧医療機関から記録を引き継いでいる場合を除く）

※ イに該当する場合であっても、過去に確認した記録が調査時点で廃棄され、個人が特定できない場合には「ない又はない可能性が高いと思われる」を選択してください。

② 保有している記録の内容

①について、「ある」を選択した場合には、記録の種別を「優生手術申請関係書類」、「優生手術決定関係書類」、「その他優生保護審査会関係書類」、「診療記録（カルテ等）又はケース記録」、「その他」から選択してください（「その他」を選択した場合には自由記載欄にその内容を記載してください。）。また、手術が実施された（又は可能性がある）時期を記載するとともに、保有している記録に記載のある手術を受けた（又は受けた可能性がある）個人の人数を記入してください。

※ 記録の内容について、手術を受けた（又は受けた可能性がある）方の氏名等の個人を特定することができる情報の記載は必要ありません。

③ 保有している可能性があると判断した理由

①について「ある可能性がある」を選択した場合には、記録を保有している可能性があると判断した理由を記入してください。

(2) 留意事項

調査結果については、医療機関名が特定されない方法で厚生労働省が整理・公表する予定です。